

# 「2019年速報版 各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望」 調査結果の特徴

貿易・投資円滑化ビジネス協議会  
事務局 日本機械輸出組合

「貿易・投資円滑化ビジネス協議会」(代表 坂本 和彦)は、2018年12月～2019年2月に会員127団体に対して日本企業がその貿易相手・投資先国である世界各国・地域統合において直面している障壁に関するアンケート調査を実施し、その結果、『2019年速報版 各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望』を取り纏めた。(2019年版速報版の全文は、協議会HP：<http://www.jmcti.org/monday/sokuhou.html>をご参照。)

調査結果の概要は、以下の通り。

## 1. 調査結果概要

### (1) 2019年版調査結果の要点

- ① 昨年に続きトランプ米政権による通商法232条に基づく追加関税を始めとする保護主義的政策及び、離脱期限を延長しても尚、未だ混迷を極める英国のEU離脱(Brexit)に関する見通しの欠如、離脱後のEUとの関係が不透明であることが問題として、指摘されている。
- ② 一部における改善はみられるものの、他方で貿易・投資障壁の多くが存続しており、問題項目の総数は昨年比で1割以上増加(+162件)し1,623件となった。そのうち新興国・途上国の占める割合が8割弱に上る。
- ③ 国別では、中国、インド、ブラジル、インドネシアが前年と同じトップ4であった。4カ国はいずれも昨年より増加し、その他ではEU、マレーシアとオーストラリアの増加率が高い。米国や英国などの将来の予見性が懸念されている国の問題も増加している。
- ④ 地域別では、前年度と比べてアジア、中南米、北米、欧州、中東・アフリカが増加した一方で、大洋州は倍増、旧ソ連諸国は横ばいである。
- ⑤ 分野別では、輸出入規制・関税・通関規制、雇用、税制、知的財産制度運用の問題が従前同様四大分野として多く指摘された。諸制度・慣行・非能率な行政手続き、法制度の未整備・突然の変更の問題が急増し、為替管理、政府調達の問題が減少した。税制、外資参入規制は、前年度と比べてやや増加した。
- ⑥ 先進国では輸出入規制・関税・通関規制、雇用、税制、知的財産制度運用の問題が多く、外資規制を始めとする規制関連の問題が少ない。これに対し、新興国・途上国では輸出入規制・関税・通関規制、税制、雇用、知的財産制度運用の問題が多く、先進国に比べて、工業規格・基準安全認証、諸制度・慣行・非能率な行政手続き、法制度の未整備・突然の変更、為替、金融、外資参入規制等の問題が多い。

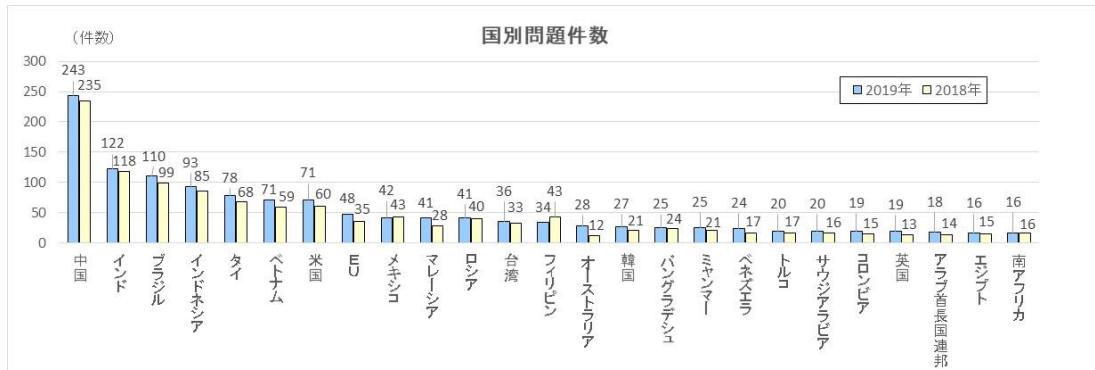
## (2) 地域別特徴：新興国・途上国が問題指摘項目数合計の8割強、有力新興国がランクの上位を占める

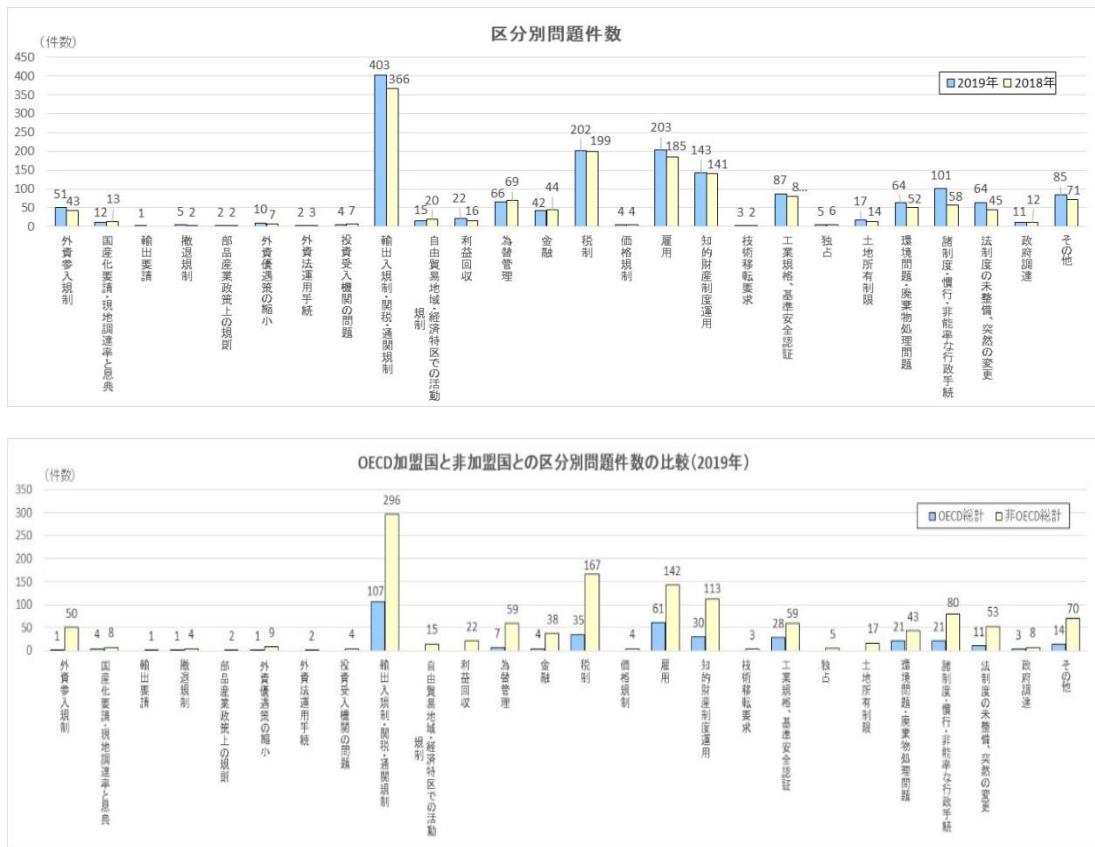
- ① 2019年調査は、世界94の国と5つの地域統合（EU、ASEAN、GCC、NAFTA、メルコスール）について問題指摘がなされている。
- ② 問題項目の総数は1,623と前年比+162で、うち新興国は1,274件と8割弱を占める。国別では、中国243件、インド122件、ブラジル110件、インドネシア93件、タイ78件、米国71件、ベトナム71件、EU48件、メキシコ42件、マレーシア41件、ロシア41件、台湾36件、フィリピン34件、オーストラリア28件、韓国27件、バングラデシュ25件、ミャンマー25件、ベネズエラ24件、トルコ20件、サウジアラビア20件、コロンビア19件、英国19件の順となっている。
- ③ 前年に比べ大幅な増加が目立つ国は、EUとマレーシアが+13件、ベトナム+12件、米国+11件である。一方、減少が大きい国は、フィリピン-9件、モンゴルとエクアドルが-7件、GCCが-5件、チリ、ドイツ、アルジェリアが-4件、ペルー、スロベニア、セルビア、カザフスタン、ガーナが-3件、となっている。

## (3) 項目別特徴：輸出入規制・関税・通関規制、雇用、税制、知的財産制度運用、諸制度・慣行・非能率な行政手続きの問題が全体のトップ5

- ① 問題項目の区分別総数の割合では、輸出入規制・関税・通関規制24.8%、雇用12.5%、税制12.4%、知的財産制度運用8.8%、諸制度・慣行・非能率な行政手続きの問題6.2%の順となっており、これら以外では前年に比べて法制度の未整備・突然の変更等+19件、環境問題・廃棄物処理問題+12件、外資参入規制+8件、工業規格・基準安全認証+7件が増加した。
- ② 先進国では、新興国、途上国と比べて輸出入規制・関税・通関規制、雇用、工業規格・基準安全認証の比重が高い。一方、新興国・途上国では、先進国と比較して外資参入規制、為替管理、税制、法制度の未整備・突然の変更、金融の問題の比重が高い。

### 2019年速報版 各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望集計



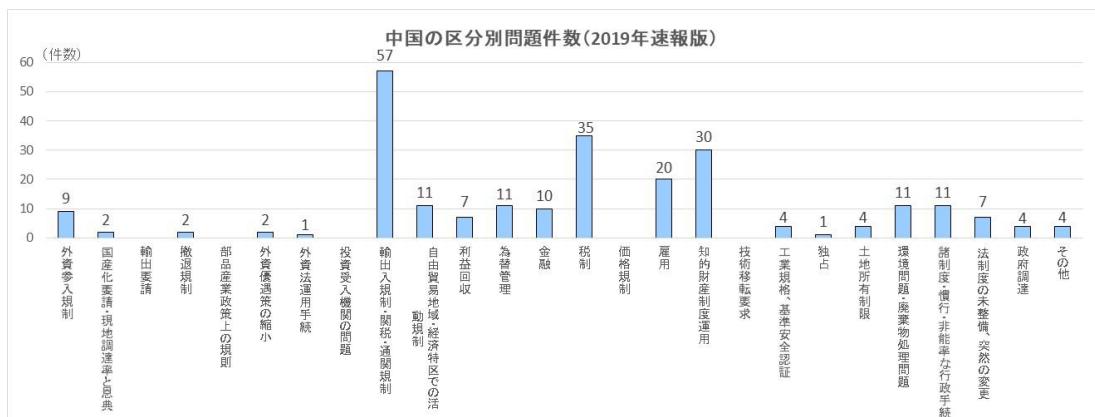


## 2. 主要地域、国別の問題点

### (1) 中国は、問題が広範囲にわたり最多、前年やや増加(+3%)、輸出入規制・関税・通關規制、税制、知的財産制度運用、雇用がトップ4

- ① 輸出入規制・関税・通關規制に関して、以下の問題指摘がある。
  - 1) 輸入の際のHSコード適用が地方担当者により、不統一、恣意的に行われる。
  - 2) 汎用モーター・ケーブル等、部品に関する輸入規制が存在するため、現地の稼働を停止せざるを得ないケースがある。
  - 3) 一部の地域で簡易通關が出来ないため、通關手続きに遅延が起こる。
  - 4) 中古設備に輸入規制があるため、中国に製造拠点を進出する際の障壁になる。
  - 5) 通關管理統合のため、2018年より上海等において「一体化通關」が導入されたが、検査時間が長くかかる(3日程度)、HSコードに応じた現物確認が求められるなど、かえって実務上の弊害が出ている。
  - 6) 原産地証明書に関して、輸出国と輸入国でHSコードが異なる場合に中国(輸出国)は自国のコード記載を求めるため、輸入国で中国の原産地証明書が認められずFTAの活用が出来ない。(例:中国ASEAN間FTA)
  - 7) 米中貿易摩擦の影響により、通商法301条関連の物品関税が引き上げられ米国からの輸入製品のコストアップにつながっている。

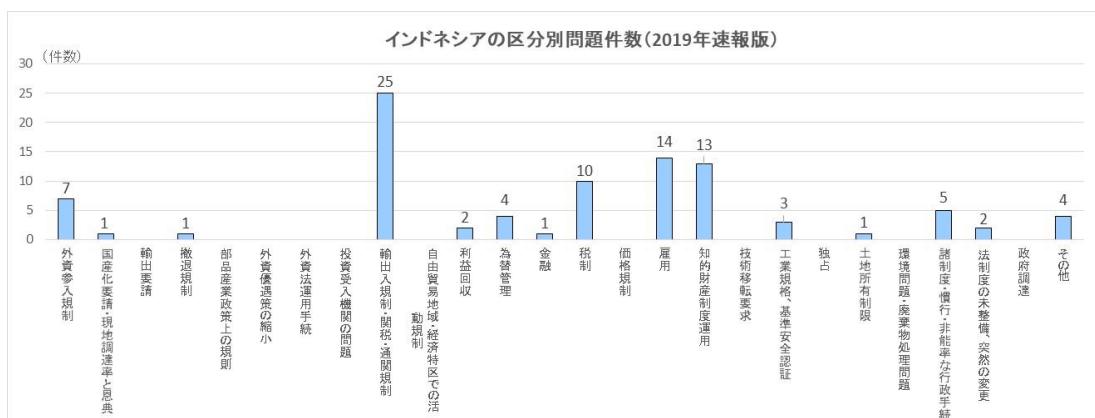
- 8) 中国輸出管理法（草案）は、中国の国家安全と利益確保を目的とする一方、諸外国の法制度と相容れない部分もあり、WTO ルールに反する疑いがある。
- ② 税制については、以下の問題が指摘されている。
- 1) 増税の還付手続きが煩雑である、還付されないことがある、乃至は遅延する。
  - 2) 移転価格税制について、移転価格の設定やロイヤルティの扱いについて曖昧、不透明であり、日中当局間での統一化が求められる。加え、移転価格調整金の支払いがほとんど認められていないため、適正価格のコントロールが困難である。事前協議制度も実態として十分に機能していない。
  - 3) PE 課税について、幅広い解釈が行われるため、容易に PE 認定されてしまう。日中間の租税条約の改正や運用改善が望まれる。
- ③ 知的財産制度運用に関しては、以下の問題が指摘されている。
- 1) 商標権侵害に対する行政の処罰が甘く、侵害が繰り返される問題が指摘されている。
  - 2) 技術ロイヤルティに関わる中国から国外への送金には、商務局、版権局商標局、知識産権局と多数の承認が必要であり、諸外国に比べて過剰な事務負荷が掛かっている。
- ④ 雇用面では、有期雇用契約に制限がある（2回まで）こと、残業規制が厳しいことから、柔軟な事業運営が出来ない。ここ数年来、毎年賃金と社会保険費用の上昇問題がある。労働者保護色の強い労働契約法の存在、労働争議に関する法規制の曖昧さ、就労ビザ・短期出張者ビザ取得手続の煩雑・遅延・不明確、保険料納付の不統一といった指摘が出ている。
- ⑤ 環境規制に関して、中国 RoHS 規制について、EU RoHS との非整合により過大なコンプライアンス対応が求められることや、廃棄物処理に関して広東省広州市では取締り強化や規制があることから、産廃処理が出来ない問題が発生している。



**(2) 東南アジアでは、インドネシア、タイ、ベトナム、ミャンマーにおいて問題件数が増加、マレーシアは急増、フィリピンでは問題件数が減少した。**

1) インドネシア：輸出入規制・関税・通関規制、雇用、知的財産制度運用、税制がトップ4

- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、以下の問題が指摘されている。
  - 1) 鉄鋼製品の輸入規制に関して、事前登録業者のみが輸入出来ること。
  - 2) 突然の輸入枠量変更が発生する。
  - 3) 船積み前検査の負担が重い。
- ② 雇用に関して、以下の問題が指摘されている。
  - 1) 物価上昇率と経済成長率の前年比を考慮して算出される最低賃金の引上げ率が高く、経営への影響が大きい。
  - 2) 外国人労働者1名に対し、現地人3名を雇用しなければならない。
- ③ 知的財産制度運用に関して、特許出願から審査まで6~7年を要し長すぎる。出願公開期間が終わるまで実体審査が開始されない規定があることが問題。
- ④ 税制に関して、移転価格文書化要求について、マスターファイルの作成期限が事業年度終了後4ヶ月間と、他国の1年間に比べて短すぎる。



2) タイ：輸出入規制・関税・通関規制、税制、雇用、諸制度・慣行・非能率な行政手続き、外資参入規制がトップ5

- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、以下の問題が指摘されている。
  - 1) 税関の報奨金分配制度により不当な高関税が課されるケースがある。
  - 2) 鉄鋼製品に関して、アンチダンピングやセーフガードの措置が濫用されている。
- ② 税制に関しては、法人税等に関して、還付の制度はあるものの要件や運用に問題があり、還付がなかなか行われない問題が指摘されている。
- ③ 雇用に関しては、駐在員の労働ビザ申請手続きが煩雑であり、時間を要することや、駐在員1名に対して、現地人4名を雇用しなければならないことが負担であると指摘されている。
- ④ 諸制度・慣行・非能率な行政手続きに関して、監査、税務対応、銀行対応等、手続きが煩雑で、紙類の提出要求が過大であることや、全ての書類に署名を求めら

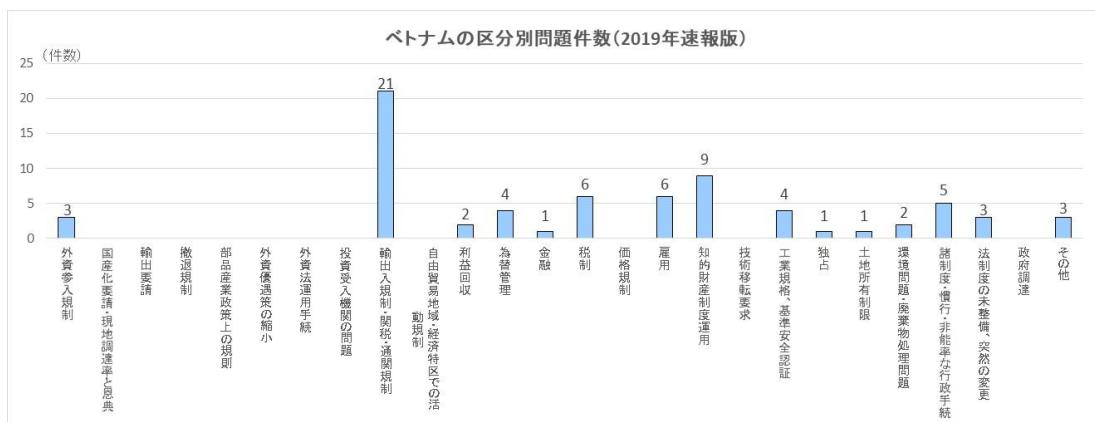
れることが負担であると指摘されている。

- ⑤ 外資参入規制に関して、サービス業に関する規制が厳しいことや、営業ライセンスの取得基準が厳しく、新規ビジネス開始の妨げになっている等の指摘がある。



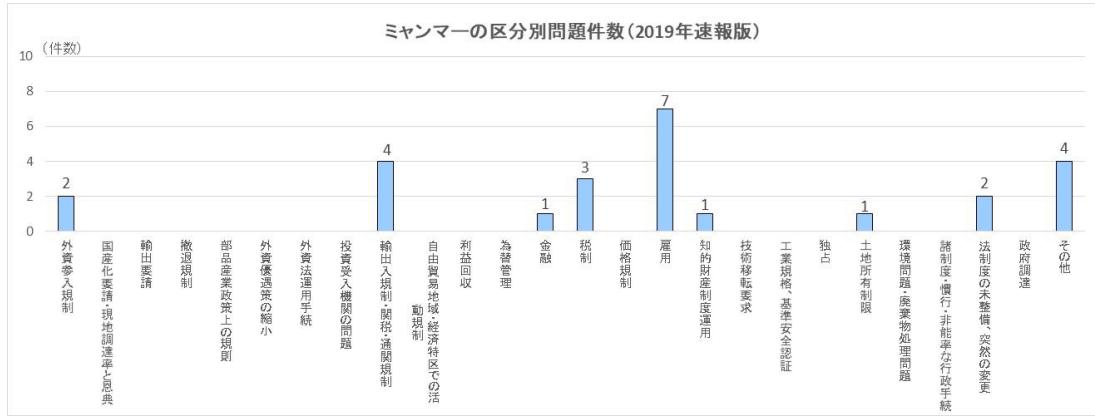
### 3) ベトナム：輸出入規制・関税・通関規制、知的財産制度運用、税制、雇用、諸制度・慣行・非能率な行政手続きがトップ5

- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、以下の指摘を受けている。
- 1) 日越 EPA により、時計を始めとする関税が撤廃される方向であるがステージング期間が 10 年～15 年と長いことが問題である。
  - 2) 2016 年から開始した中古設備規制により 10 年以上を経過した設備が現地に輸入できず現地の事業立ち上げ、拡大に支障をきたしている。
  - 3) 輸入通関手続きが煩雑、複雑で、複数の政府機関の審査が入ることから、遅延する。
- ② 知的財産制度運用について、以下の指摘がある。
- 1) 第一国出願義務が、多数国間に渡る企業の研究開発という今日の実態から乖離している。
  - 2) ベトナム語による出願義務の負担が大きい。
- ③ 税制について、以下の指摘がされている。
- 1) 短期出張者に対しても、ベトナムでの個人所得税納税義務が課せられることがある。
  - 2) 移転価格文書化要求についてローカルファイル、マスターファイル、国別報告書の提出義務が年度末の 90 日以内と、他国の 1 年以内に比べて短すぎる。
- ④ 雇用について、以下の指摘がされている。
- 1) 超過時間労働の規制が他のアセアン諸国と比べて厳しい。
  - 2) 企業内異動については社会保険適用の対象外となったものの定義が明確でないため、加入を強いられることがある。
- ⑤ 諸制度・慣行・非能率な行政手続きについては、工場の定期監査に際して業者と監査官の癒着が疑われ、監査官の対応もばらつきがある。



#### 4) ミャンマー：雇用、輸出入規制・関税・通関規制、税制、その他がトップ4

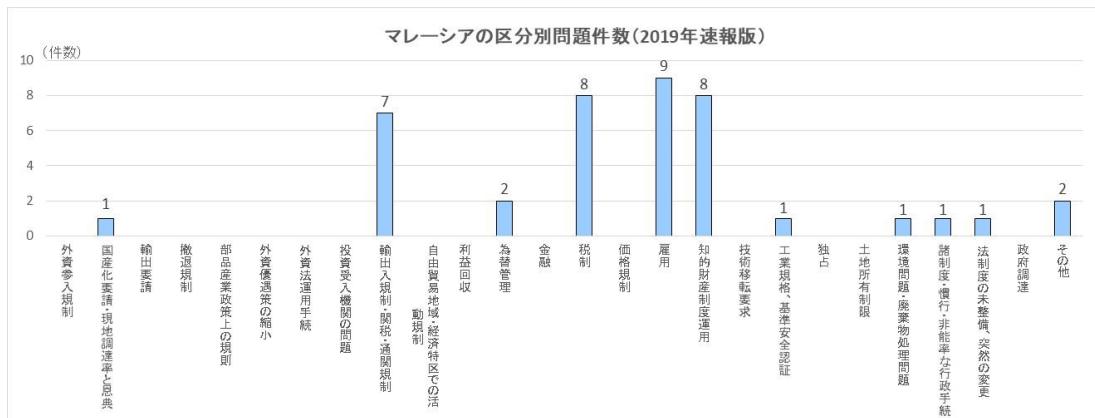
- ① 雇用については、駐在員の査証手続きが遅延することや、滞在許可期間が短すぎることが指摘されている。
- ② 輸出入規制・関税・通関規制問題は、輸入ライセンス取得対象がネガティブリスト方式に変更され、改善は見られるものの、引き続き緩和して欲しいとの指摘がある。
- ③ 税制に関して、日本との間で租税条約を締結して欲しいとの声がある。
- ④ その他では、電力・交通インフラ未整備の問題がある。



#### 5) マレーシア：雇用、知的財産制度運用、税制、輸出入規制・関税・通関規制がトップ4

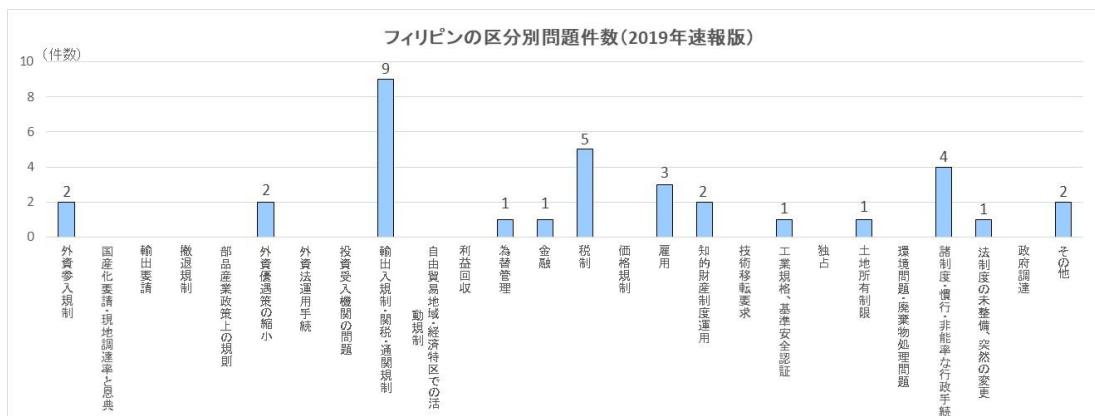
- ① 雇用に関して、最低賃金の引き上げ幅が大きいこと、引上げ幅の政府負担が不明確であること、外国人就労者のビザ発給制限、雇用課徴金の増額等が指摘されている。
- ② 知的財産制度運用に関して、以下の指摘がある。
  - 1) 分割出願に制約がある。
  - 2) 第一国出願義務に関する法令が不明確であり、有効な知的財産権の確保が困難。
  - 3) 税関が自らの職権で水際差止めが出来ず、模倣品の摘発後も処罰が決定しないケースも多いため、模倣品の取締りが不十分である。

- ③ 税制に関して、2018年の政権交代時の付加価値税廃止、売上・サービス税の導入など新税導入に準備期間がなく対応が困難であると指摘されている。
- ④ 輸出入規制・関税・通関規制について、鉄鋼の適合性評価証明書による輸入手続きの厳格化、輸入税免税の判断基準の不透明さ、セーフガード措置等が指摘されている。



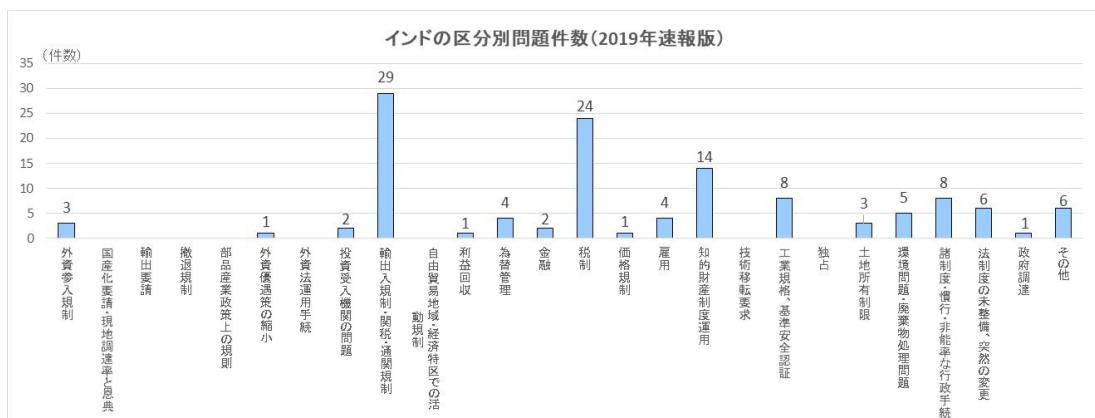
## 6) フィリピン：輸出入規制・関税・通関規制、税制、諸制度・慣行・非能率な行政手続き、雇用がトップ4

- ① 輸出入規制・関税・通関規制の問題に関して、輸入時に徴収する付加価値税支払いが煩雑で過重負担であるとの指摘を受けている。
- ② 税制に関して、付加価値税の還付が遅延することや、還付が行われないケースが発生しているとの指摘がある。
- ③ 諸制度・慣行・非能率な行政手続きに関して、資産譲渡に関する手続きが煩雑であることや、経済特区の大統領認可が遅延するとの指摘がされている。
- ④ 雇用に関して、派遣業務が禁止されることにより、柔軟な雇用が行えないこと、職業訓練の不足等により技術者の確保が困難であることが指摘されている。



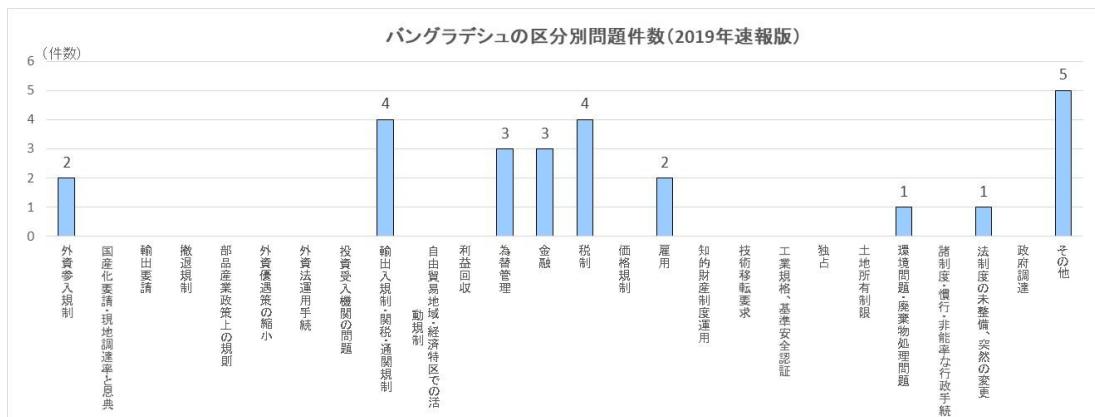
### (3) 南西アジアでは、インド及びバングラデシュに関する指摘が多い。

- 1) インド：輸出入規制・関税・通関規制、税制、知的財産制度運用、諸制度・慣行・非能率な行政手続き、工業規格・基準安全認証がトップ5
- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、関税分類の適用が恣意的であること、輸入通関時に申告する最高小売価格が、柔軟な販売活動の足かせになっていることが指摘されている。
- ② 税制に関して、以下の問題が指摘されている。
- 1) 導入された GST（物品・サービス税）について、各州でシステムが統一されてしまう、仕向地を基にしたモノ、サービスの消費に掛かる税金となっているため、対応が困難である。
  - 2) 日印租税条約に関し、技術上の役務の定義が不明確であることや、ソフトウェアへの源泉税課税（10%）が、利用の制約になっている。
  - 3) PE（恒久的施設）の定義が不明確であり、長期出張者の扱いが不透明である。
  - 4) 企業グループ間の融資・配当金支払いに、みなし配当課税が課せられることが資金調達の足かせになっている。
- ③ 知的財産制度運用に関して、以下の指摘がされている。
- 1) 外国出願に関する情報提供要件が不合理、不明確である。
  - 2) 特許実施報告に関して、陳述書を定期的に提出する特異性がある。
  - 3) 模倣品取り締まり対策が不十分である。
- ④ 諸制度・慣行・非能率な行政手続きでは、環境申請や建築申請など様々な行政手続きにおいて、窓口が不明であり、手続きが複雑で承認に時間が掛かり過ぎると指摘されている。
- ⑤ 工業規格・基準安全認証に関して、独自の規格取得が求められることやCBスキーム（電気機器安全規格）加盟国であるにも関わらず、海外期間が発行したCBレポートが認められないことが負担であることが指摘されている。



## 2) バングラデシュ：輸出入規制・関税・通関規制、税制、金融、為替管理、その他がトップ5

- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、高額な輸入関税（最大税率は出荷金額の110%）や恣意的な税率適用が指摘されている。
- ② 税制に関して、免税措置が不徹底であるため、企業に納税負担を強いている事例があると指摘されている。
- ③ 金融に関して、L/C取引に関わるコンファーム枠が限定的であると指摘されている。
- ④ 為替管理に関して、L/C決済に遅延が生じるとの指摘がされている。
- ⑤ 上記以外に、物流インフラの未整備や、エネルギーが一部の産業に優先的に共有されるなど非合理さが指摘されている。

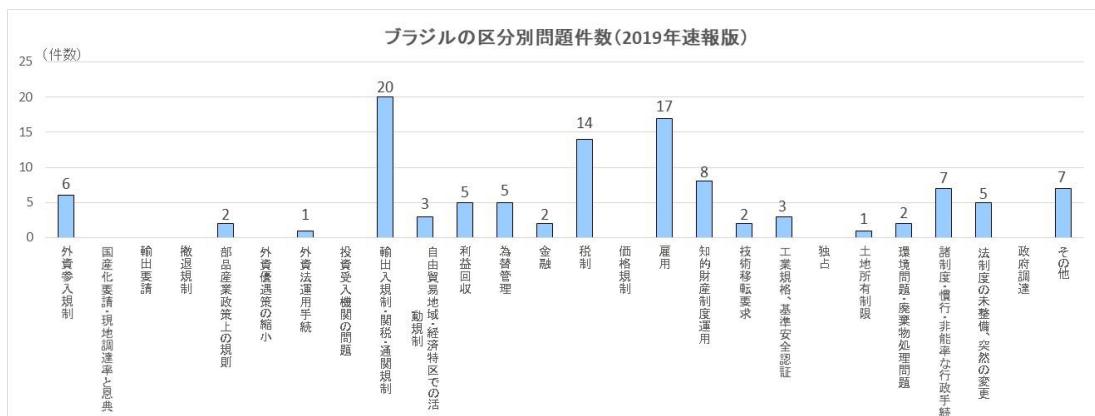


## (4) 中南米では、前年同様ブラジルが最多、メキシコ、ベネズエラ、コロンビアが続く

### 1) ブラジル：輸出入規制・関税・通関規制、雇用、税制、知的財産制度運用がトップ4

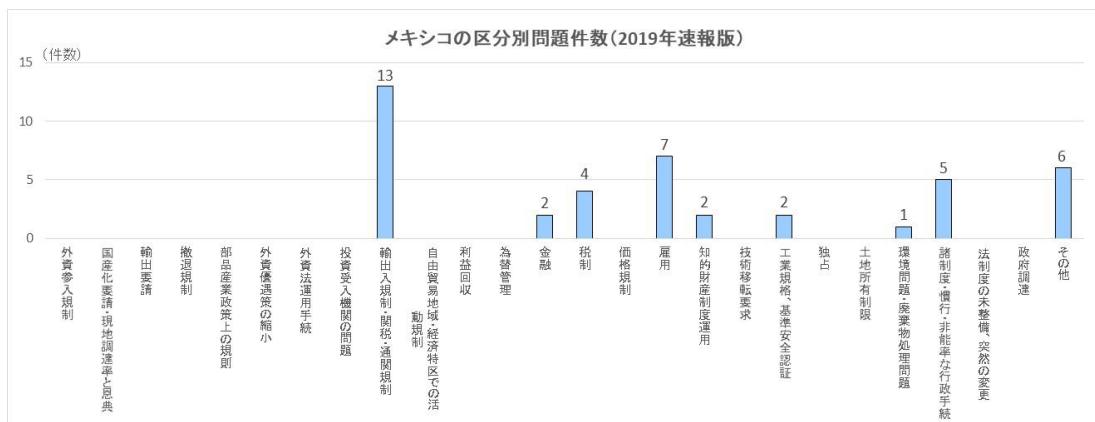
- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、以下の問題が指摘されている。
  - 1) 電気製品の関税率が12~20%と高く、国内生産に比べて不利である。
  - 2) 輸入関税に加えて、付加価値税、商品流通サービス税、工業製品税等が課され複雑で負担が大きい。
  - 3) 輸入手続きが煩雑で遅延する。ストが多い。
  - 4) インボイスへのポルトガル語表記に手間がかかる。
  - 5) 日本との間に経済連携協定がないことにより、EU・メルコスールEPAが締結された場合に、EU製品に劣後する。
- ② 雇用に関して、以下の問題が指摘されている。
  - 1) 出張者や赴任者のビザ取得に時間がかかり、緊急な対応に支障がある。
  - 2) 労働者過保護の労働法制が、競争力の確保を困難にしている。
  - 3) 給与と従業員数において、ブラジル人の比率が2/3以上でなければならず小規模な事業所では対応が困難である。
- ③ 税制については、以下の問題が指摘されている。
  - 1) 連邦制、州税、市税など税の種類が多く複雑であり、改正が頻繁に行われる。

- 2) 移転価格税制が OECD モデルに準拠しておらず、適用範囲も広いため、事務負担が過大である。
- 3) 間接税である ICMS 課税に還付制度があるものの、他州への販売の場合に、部分的にしか還付できないなどの制約がある。
- ④ 知的財産制度運用では、審査期間が平均で 8~9 年、場合によっては 10 年を超えるなど実施的な知的財産保護が困難であると指摘されている。



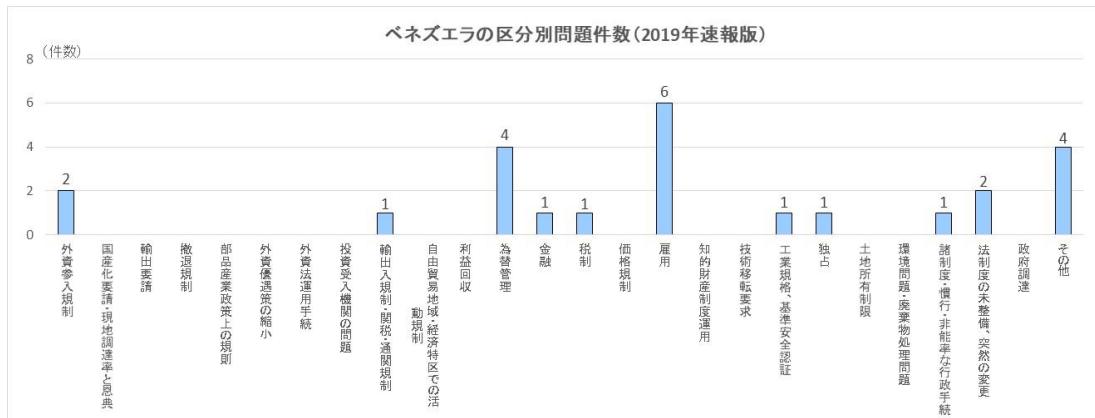
## 2) メキシコ：輸出入規制・関税・通関規制、雇用、諸制度・慣行・非能率な行政手続き、税制、その他がトップ 5 を占めている。

- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、以下の問題が指摘されている。
- 1) 関税分類の変更により高輸入関税が賦課されるケースがある。
  - 2) 日墨 EPA 原産地証明書に関して、日本輸出時の原産地証明書は HS2002 に基づいて作成しているが、メキシコ側の通関システムが HS2012 に変更されているため、免税が受けられないケースがある。
- ② 雇用については、労働者利益分配制度 (PTU) が、競争原理に即しておらず経営を圧迫している。
- ③ 諸制度・慣行・非能率な行政手続きについて、金融機関や行政機関が、都度代表者の出頭を求めるため、効率性の確保が困難であるとの指摘を受けている。
- ④ 税制に関して、付加価値税の還付手続きが煩雑であることや、移転価格税制の期間検証が原則認められていないため、単年度での利益確保が困難である。
- ⑤ 上記以外に、交通・物流のインフラが未整備であることや、港湾のキャパシティが不足していることが指摘されている。



### 3) ベネズエラ：雇用、為替管理、外資参入規制、法制度の未整備・突然の変更、その他がトップ5

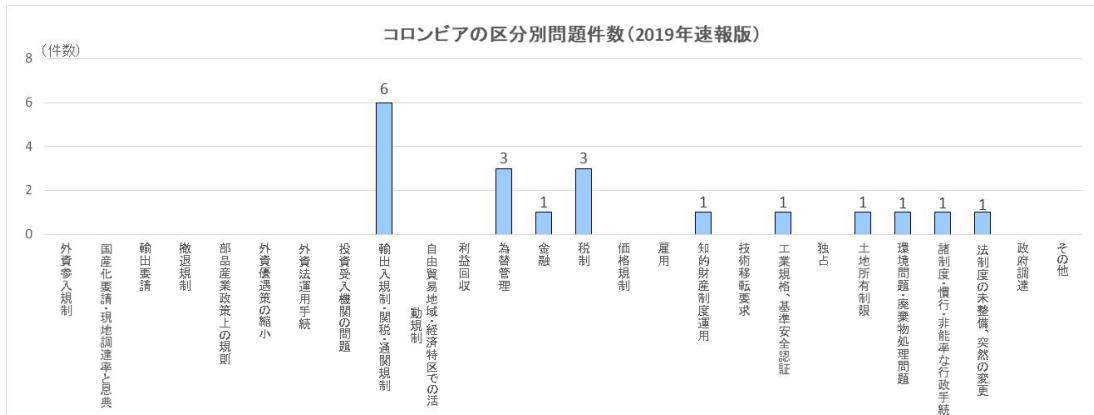
- ① 雇用では、年5回の最低賃金引き上げや、過剰に労働者を保護している労働法や、解雇が大統領令で禁止されていることが経営の負担になっている。
- ② 厳格な外貨管理規制が、ベネズエラにおける現地法人閉鎖を余儀なくしている。
- ③ 外資参入規制について、政府による産業国有化、接收及び外貨保護が不十分であるといった問題がある。
- ④ 法制度の未整備・突然の変更に関して、新法制定に際し、関連法との齟齬があるケースがあることや、大統領令による突然の法改正があり対応が困難である。
- ⑤ その他では、ハイパーインフレや治安の悪化、政治情勢の不透明さが現地での事業を困難にしている。



### 4) コロンビア：輸出入規制・関税・通関規制、為替管理、税制がトップ3

- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、輸入品への高関税（自動車の完成車は35%）や鉄鋼を含む製品の関税引上げ（10%）が指摘されている。
- ② 為替管理については、為替先物予約の締結先が現地銀行に限定されていること、オフショアでコロンビアペソの為替取引が規制されていること、2018年のペソ安による急激な為替変動リスクが指摘されている。

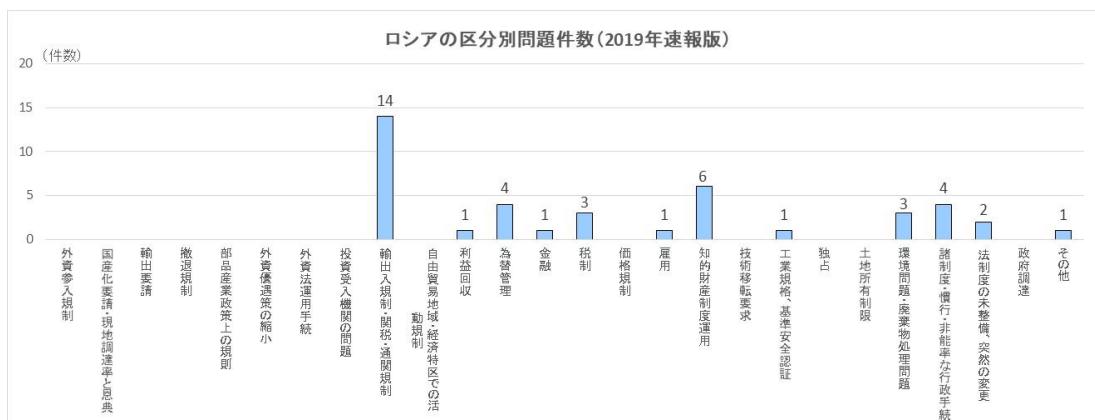
- ③ 税制に関しては、税法が頻繁に改正され税務処理が煩雑であると指摘されている。  
 2018年12月に日本コロンビア租税条約が署名され、早期批准が待たれている。



## (5) ロシア・CIS・その他は依然ロシアが最多

1) ロシア：件数は近年横ばい、輸出入規制・関税・通関規制、知的財産制度運用、為替管理、諸制度・慣行・非能率な行政手続きがトップ4

- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、時計を始めとして輸入関税が高率であること、輸入関税が度々変更される問題及び、輸入通関手続きに際して、追加書類の提出をしばしば求められることや、ロシア語による書類作成の負担が大きいとの指摘がされている。
- ② 知的財産制度運用の問題については、関税同盟経由での特許侵害品の流入の恐れや、ロシアルートとユーラシアルートの両方で出願した場合、特許が並立するリスクが指摘されている。
- ③ 為替管理に関して、事前届け出による外貨送金規制や輸出への対価を国内に還元する義務が、事業の足かせになっているとの指摘がある。
- ④ 諸制度・慣行・非能率な行政手続きに関して、許認可手続きが煩雑であることインターネットを介して情報を提供している法人として、IP アドレスや電子メールアドレスを 6 カ月間保管する義務の負担が大きいと指摘されている。

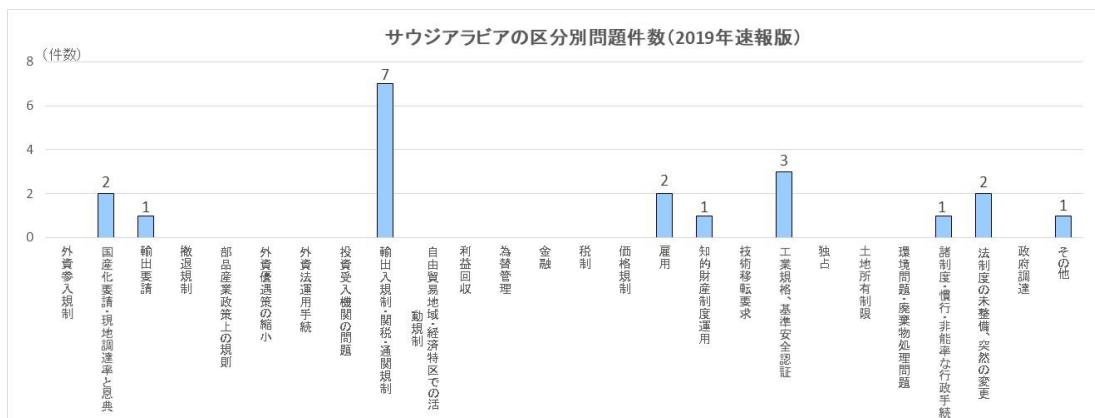


## (6) 中東・アフリカ：問題件数が増えたサウジアラビア、アラブ首長国連邦、横ばいのエジプト、南アフリカ

1) サウジアラビア：輸出入規制・関税・通関規制の問題が依然多く、続いて工業規格・基準安全認証、法制度の未整備・突然の変更、雇用、国産化要請・現地調達率と恩典の問題が多い。

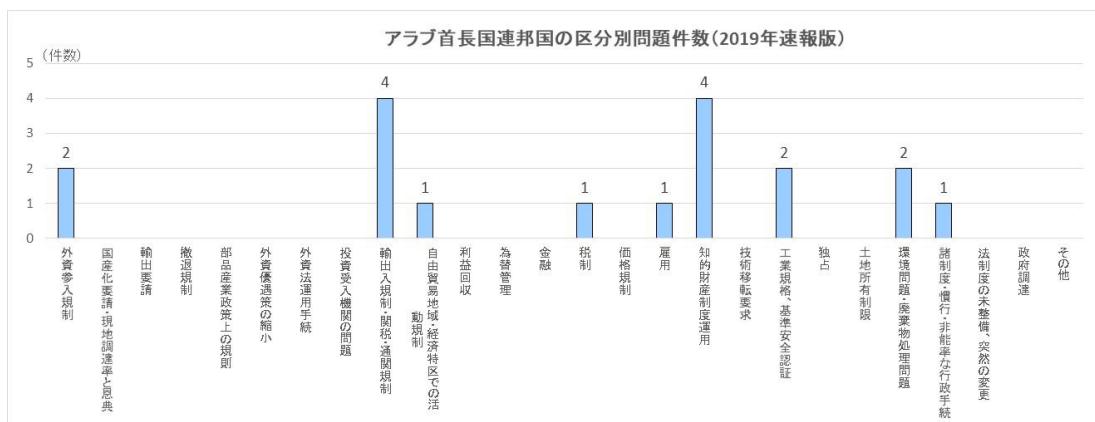
- ① 輸出入規制・関税・通關規制については、以下の問題指摘がある。
  - 1) 現地特有の規格であるサウジスペックへの対応に伴う出荷前、通關時検査が煩雑であることや、独自の規格である SASO の対応コストが高額で出荷リードタイムへの影響が大きい。
  - 2) 事前通告なしに通關規制が行われるケースがあり、対応コストが大きい。

- ② 工業規格基準・安全認証税制の問題については、通達から実施までの期間が短すぎる省エネ規制、安全規格について対応に苦慮し、十分な準備期間が欲しいとの声がある。
- ③ 法制度の未整備・突然の変更については、新適合評価プログラムである新 SALEEM 制度が猶予期間なく導入され、対応に苦慮している。
- ④ 雇用については、「サウダイゼーション」と呼ばれる一定比率のサウジ人雇用が義務付けられている。
- ⑤ 国産化要請・現地調達率と恩典の問題について、国内産業が未成熟であるにも関わらず BUY SAUDI 政策により、リスクのある製品を使わざるを得ない。



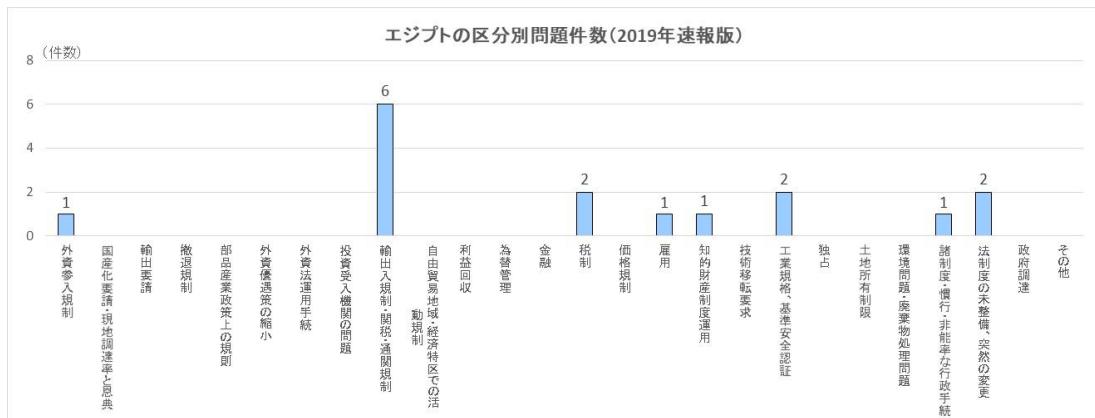
## 2) アラブ首長国連邦：問題件数は輸出入規制・関税・通関規制、知的財産制度運用、環境問題・廃棄物処理問題、工業規格・基準安全認証、外貨参入規制がトップ5

- ① 輸出入規制・関税・通關規制については湾岸協力会議 (GCC) 産業保護育成を目的とした政府発行の原産地証明書関連手続きの負担が大きいことや、カタールとの国交断交による禁輸措置が貿易の支障になっている。
- ② 知的財産制度運用に関しては、商標権取得に関わる費用が他国と比べて大きいこと（例：登録料が US\$ 2,720）、偽造品や模倣品について十分な罰則がないため、後を立たないことが指摘されている。
- ③ 環境問題、廃棄物処理問題は、2018 年 1 月より施行された UAE RoHS により、製品上市前の登録やテストレポートが義務付けられたが、欧州 RoHS にはない製品登録の義務など対応の負担が大きい。
- ④ 工業規格・基準安全認証については、2018 年 1 月に施行された ECAS 認証が、規則の公示もなく施行された上、カラー印刷での適合マーク表示義務など負担が大きく対応に苦慮している。
- ⑤ 外貨参入規制については、外国資本によるマジョリティ或いは 100% 子会社の設立が制限されている。



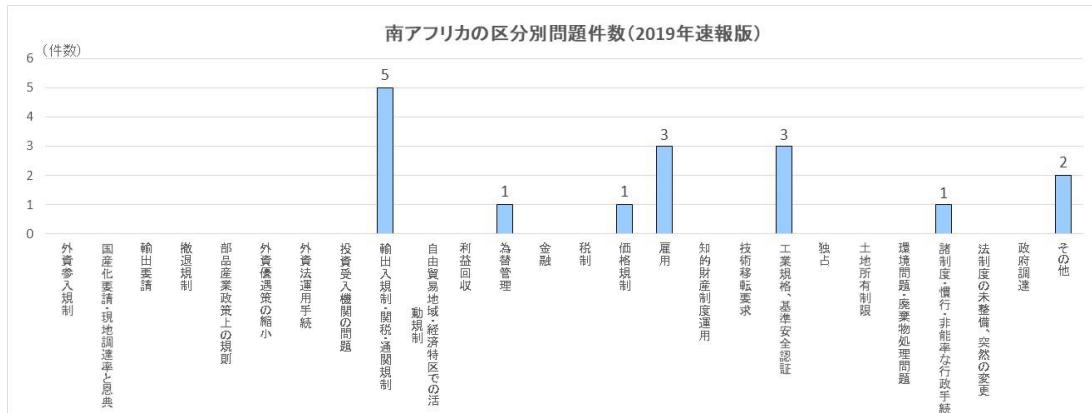
3) エジプト：問題件数は横ばい、輸出入規制・関税・通関規制の問題が最も多く、次いで税制、工業規格・基準安全認証関連、法制度の未整備・突然の変更の指摘がある。

- ① 輸出入規制・関税・通關規制については、税關による關稅率の變更が猶予期間なしに行われること、GOEIC(General Organization for Export and Import Control)により、工場や企業名の事前登録を要求されることによる輸入制限、東日本大震災以降適用された日本からの全輸入品への放射線検査義務等が問題点として指摘されている。
- ② 税制に関し、2016年導入された付加価値税に関して、細則が不明瞭なまま契約済の案件について徵収が進められ支払を余儀なくされ、持ち出しとなつた。
- ③ 工業規格・基準安全認証については、エジプト新標準規格がグローバル規格に準拠しておらず、準拠の確認に時間を要しどう бизнесが中断されるリスクがある。
- ④ 法制度の未整備・突然の変更に関し、明文法がないにも関わらず2016年頃より重量物の内陸輸送について実行可能性調査(Feasibility Study)費用や、道路修復費用が徵収されたり、また耐久消費材の製品瑕疵の場合に、交換するか返金するかの選択権があるのか、消費者側にあるのか、販売者側にあるのかが明確になつていないとの指摘がある。



4) 南アフリカ：問題件数は横ばい、輸出入規制・関税・通関規制が最多、雇用、工業規格・基準安全認証、その他が続く

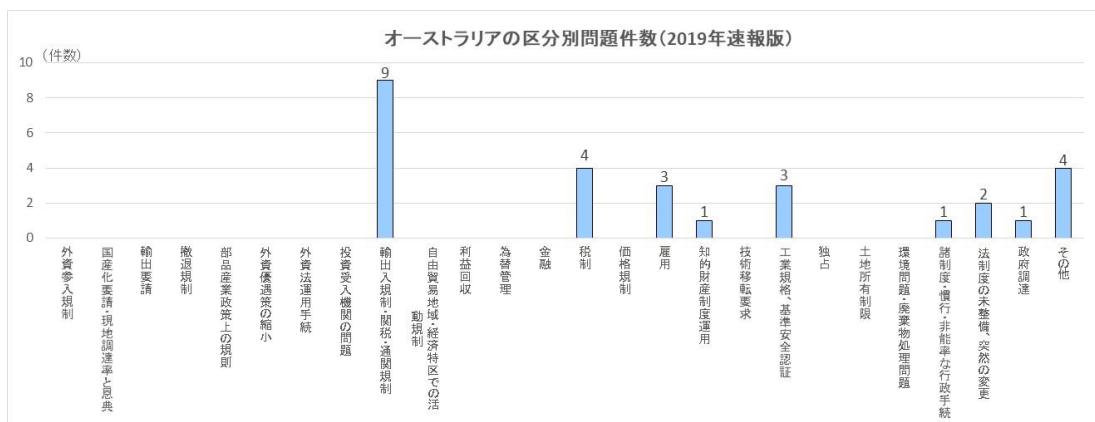
- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、テレビや冷蔵庫等家電製品への高率な輸入関税や、2015年から2016年にかけての主に鉄鋼製品への輸入関税引上げが指摘されている。
- ② 雇用については、黒人経済力強化政策（B-BBEE）に関して、外国企業には基準が厳しく達成が困難との指摘がある。
- ③ 工業規格・基準安全認証に関して、輸入時に安全規格認証（LOA）の提示が求められるが、認証取得期間が以前の3ヵ月間から6ヵ月間に延びており、製品導入の足かせになっていると指摘されている。
- ④ その他では、電力料金の大幅な値上げや、低成長の経済が現地事業の運営の支障になっていると指摘されている。



(7) 先進国の問題として、オーストラリアの問題件数が倍増、米国、EU、英国、韓国の問題件数が増加

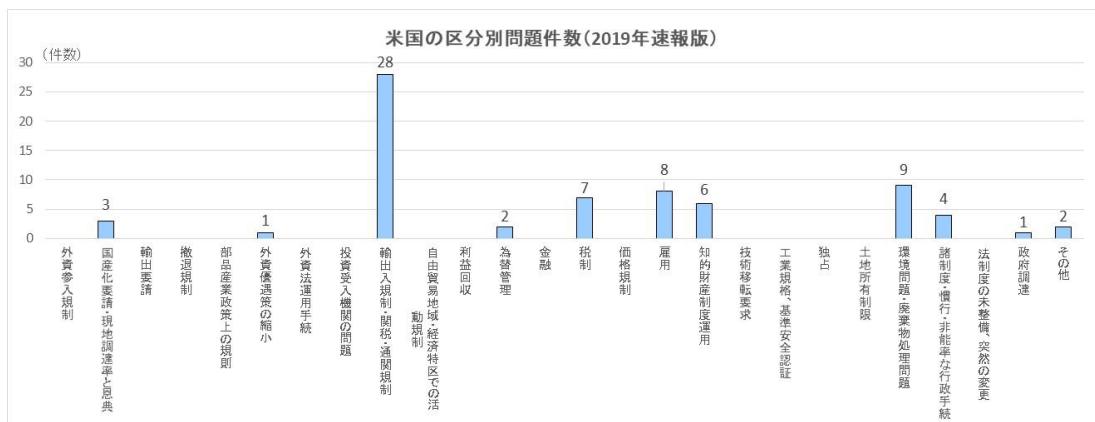
1) オーストラリア：輸出入規制・関税・通関規制、税制、その他の問題がトップ3

- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、鉄鋼関連のアンチダンピング措置濫用や、カメムシの流入を防ぐための検疫強化に伴うコスト増加及び貨物到着遅延が問題視されている。
- ② 税制に関して、BEPS（税源浸食と利益移転）対応のために売上高、課税所得や法人税額など過度な情報開示要求がされる。
- ③ その他の問題として、電力需給の逼迫、電力コスト上昇、ITインフラの未整備等が指摘されている。



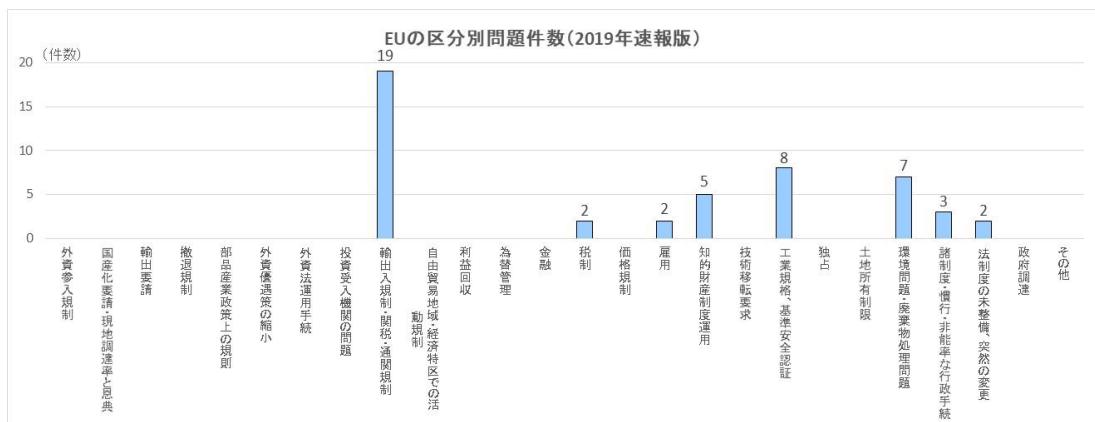
## 2) 米国：保護主義的通商政策に関する問題指摘が増加、輸出入規制・関税・通関規制、環境問題・廃棄物処理問題、雇用、税制、知的財産制度運用がトップ5

- ① 輸出入規制・関税・通關規制については、以下の問題が指摘されている。
  - 1) 鉄鋼・アルミニウムへの 232 条適用による日本製品競争力低下、自動車（部品）への同条適用による追加関税、数量制限等の懸念を生じさせている。
  - 2) 301 条適用による中国製品のコスト上昇が、得意先への転嫁交渉等の負担を強いている。
  - 3) 2018 年 8 月に制定された国防権限法 2019 により、技術開発への影響や競争力低下が懸念されている。
  - 4) 以前から指摘されている、時計についての定額税と従価税の組み合わせによる高輸入関税、部品ごとに記載する原産地表示の問題が継続している。
- ② 環境問題・廃棄物処理問題について、カリフォルニア州における環境規制であるプロポジション 65 の対象規制物質が 1,000 を超えることや、評価基準の測定が困難であることや、難燃剤の含有禁止規則の対応コストが大きいことが指摘されている。
- ③ 雇用については、ビザ更新時に第三国に出国する必要があることや、カルフォルニア州において州内に住居を定めた日から 10 日以内に運転免許取得する義務に関して、事前に必要な住宅の決定、社会保障番号の取得や免許試験に必要な期間を考慮すると実質的に困難であることが指摘されている。
- ④ 税制については、日米租税条約の一部を改正する改正議定書の早期米国議会承認を求める声があったが、本年 8 月 30 日に発効に至った。
- ⑤ 知的財産制度運用については、先行技術の開示義務、外国出願・審査情報の開示義務及び発明者宣誓書並びに譲渡書の提出義務について、その対応負担が重いことや、第一出願義務の法令が不明確で、有効な知的財産権の確保が困難であることが指摘されている。



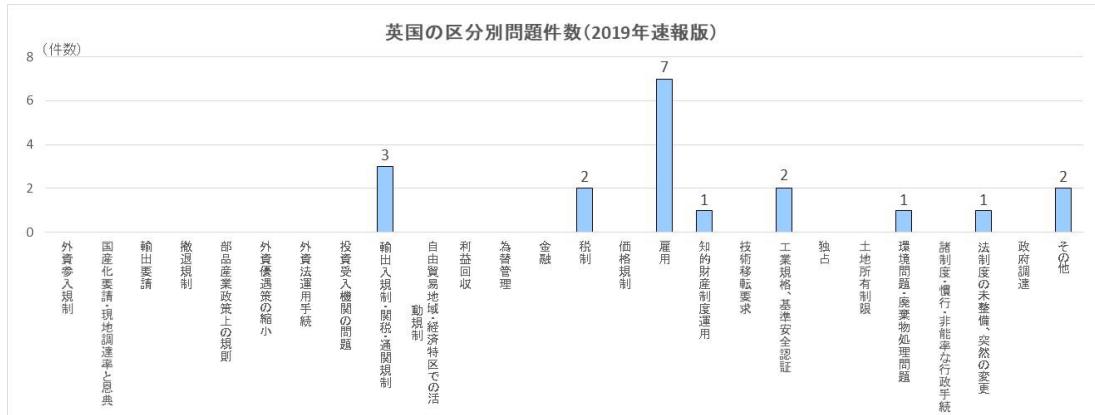
### 3) EU : 加盟国間での不統一措置が多い、輸出入規制・関税・通関規制、工業規格・基準安全認証、環境問題・廃棄物処理問題、知的財産制度運用、諸制度・慣行・非能率な行政手続きがトップ5

- ① 輸出入規制・関税・通關規制については、電気電子製品、自動車部品、化学品原料への高関税に基づく日EU EPAの早期発効が望まれていたが、本年2月に無事発効した。
- ② 工業規格・基準安全認証の問題については、CEマークの過重な負担が依然指摘されている。
- ③ 環境問題・廃棄物処理問題については、以下の指摘がある。
  - 1) REACH、CLP、RoHSといった環境関連規則・指令の内容・解釈に不透明な部分があり、コスト、労力の負担が大きく、開発を断念せざるを得ない場合がある。
  - 2) 洗濯機及び食器洗い乾燥機のエコデザイン規則が改正され、発注から15営業日以内にスペアパーツを納入する義務が発生し、対応の負担が大きい。
- ④ 知的財産制度運用に関しては、以下の問題が指摘されている。
  - 1) 私的複製補償金制度について、支払義務を履行しない業者の存在、越境取引での二重課金、業務用製品への課金等の問題指摘がある。
  - 2) 著作権補償制度である補償料が加盟国間で不統一である。
- ⑤ 諸制度・慣行・非能率な行政手続きについて、2011年に施行されたEプライバシー指令の規則化が進められており、同意取得の定義について加盟国間でのばらつきが見られ、ビジネスの障壁となることが懸念されている。



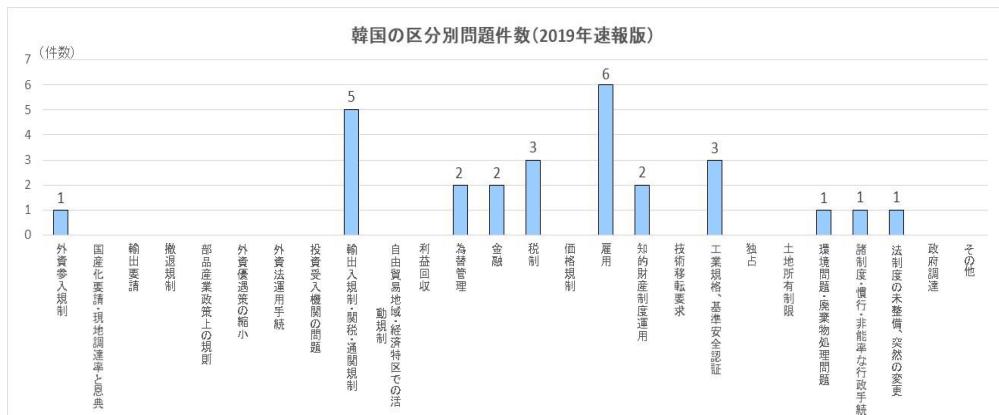
#### 4) 英国：雇用の問題が最多、続いて輸出入規制・関税・通関規制の問題、税制、工業規格・基準安全認証、その他の問題への指摘が多い。

- ① 雇用に関しては、就労ビザの取得・延長手続きに係る煩雑さや審査所要時間が長すぎるとの指摘がされている。加えて最低賃金の引き上げで人材確保が困難となっていること、事業譲渡に伴い、譲受する側が譲渡側の従業員を継続雇用する義務も現地進出の足かせとなっているとの指摘もある。
- ② 輸出入規制・関税・通関規制については、Brexitに伴う日EU EPAの適用外となることによる通関、関税等の問題に対する懸念が日々寄せられており、日英EPA交渉の加速等、間断ない貿易・投資環境の整備が求められている。
- ③ 工業規格・基準安全認証の問題については、製品包装の統一化を目指す強制規格(プレーンパッケージ規制)が健全な市場競争を阻害することや、Brexitに伴いEUと英国双方で認証を取得することへの懸念がある。
- ④ 税制に関して、デジタル課税の拙速な導入や、Brexit後に源泉徴収税が上がることの懸念が指摘されている。
- ⑤ その他の問題については、離脱期限を間近に控えても、いまだ離脱条件、将来のEUとの関係が不透明なBrexitに関して、早期に将来の貿易に関するルールを整備して欲しいとの声が多い。



## 5) 韓国：雇用、輸出入規制・関税・通関規制、工業規格・基準安全認証、税制の問題 件数が多い。

- ① 雇用については、就業規則を勤労者にとり不利益な内容に変更する際に、労働組合から同意を取得する義務、駐在員の就労ビザ発給基準の不明確さ、残業時間の性急な規制法成立についての指摘がある。
- ② 輸出入規制・関税・通関規制については、時計類への高輸入関税、鉄鋼製品への長期に渡るアンチダンピング課税の他、インクジェットプリンタのインクタンクを日本に返送する際に、インクの成分を開示しないと韓国からの輸出が認められない問題が指摘されている。
- ③ 工業規格・基準安全認証に関して、韓国独自の規格や基準（KSA9000）への対応が煩雑であることや、安全規格の認定に関して、外国認定機関の認定が認められず、韓国の定める特定機関認定品のみが使用可能で、韓国品のみを選定する状況になることの不便さが指摘されている。
- ④ 税制に関しては移転価格の調整の困難さや、移転価格評価での法人税の扱いが不適正であることが指摘されている。



以上

「貿易・投資円滑化ビジネス協議会」（代表 坂本和彦）は、約130の広範な貿易関連団体により構成され、1997年から日本企業が海外事業活動において直面する国際貿易及び外国直接投資等での諸問題の検討を行い、意見を取り纏め、日本及び外国の政府等に改善を要望してきた。現在調査対象として全世界各国及び5つの経済統合(EU、ASEAN、GCC、NAFTA、メルコスール)をカバーしている。